

固定資産税 (土地)に関する お願い

固定資産税(土地)の現況地目は、登記簿上の地目にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況によって認定されます。納税通知書を確認し、土地の利用状況に変更がある場合は、ご連絡ください。また、一年を通して職員が現地確認

認を行っており、敷地への立ち入り等、所有者さまへお声掛けする場合がありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産係
☎ 6905



公共交通を利用して お出かけしてみませんか

7月のおすすめ

色鮮やかな蓮を見に
早朝のお散歩へ

午前中に限り上の原地区をお散歩すると開花した美しい蓮が楽しめます。(上の原公民館先) 7月中旬以降が見ごろです。

【那須町デマンド型乗合交通】

那須高等学校前降車く上の原地区(徒歩約13分)

○行き(那須高等学校前着)

第1便着 8時20分

第2便着 10時30分

○帰り(那須高等学校前発)

第2便発 10時30分

第3便発 12時50分

【町民バス 湯本線】

なすの苑前降車く上の原地区(徒歩約7分)

○行き(例)

8時13分

町役場発

なすの苑前着 8時19分

○帰り(例)

なすの苑前発 9時01分

町役場着 9時07分

※デマンド交通の利用には、事前登録・予約が必要となります。また、登録には2週間程度かかります。

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係
☎ 69015



平成30年度国民年金保険料免除・納付猶予申請

および学生納付特例申請はお済みですか

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの場合は、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が基準額以下の方は、猶予(先送り)申請ができます。

▼申請場所 住民生活課または大田原年金事務所
▼持ち物 印鑑・年金手帳

※学生の方は、在学証明書または学生証(裏面も含む)のコピーも必要です。

▼問合せ
○住民生活課戸籍住民係
☎ 6908
○大田原年金事務所
☎ 0287-22-6311



家屋の確認調査を行っています

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新増築を把握するほか、定期的な町内を巡回し新増築または取り壊し等の調査を行っています。

▼家屋が新増築されている場合
課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。

▼家屋が滅失されている場合
調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。

なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、さかのぼって課税台

帳から削除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。

▼お願い 過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則としてさかのぼって課税(最大5年間分)となりますので、毎年、郵送している固定資産税納税通知書に添付している課税明細書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産係
☎ 6905